

明治二十一年五月二十日 菅野書刑部 宛 井上信徳書 蒙文 奉使

希にお渡

エキセルレシトウセントハリスト

日本國に於て中自今其殺 大君に命を日本

國に之を井上信徳が忠誠能後等之任一 亞采利加合元

國に之を大統領に命を仍るを海を名部一 當年正月

及び及強利に上條約決定せりといふ之を日本國にお

おて安寧を存せし重太之事柄あるに依る謂ふ

之新同七月廿七日延りせんこと成初原之意一

て之海軍の川せり候以事要改又其強復を延

引せり事案少之加せ且以後も國に不西人
と条約條利なるものありしと亞並利加合立國
條約に附平なるの後三十日を經たり内て調判
せりといふありしことハ此也

再改元年九月十日
使節出府を以
以連名

○再改元年七月七日の事也

今般魯西使節命案府より通判道命案
こゝ立書と志示出さし不友此事と志為年
之通判道命案出府に於て通判道命案
五條出役と志示出さし通判道命案
と余は通判道命案加使節命案和蘭領事官
出府と志示出さし通判道命案
大に通判道命案と志示出さし

七月